

緑地保全制度の拡充について

緑は、潤いのある生活環境と魅力ある景観を形成し、癒しやアクティビティの場として住民の健やかな心身をはぐくむことに寄与しており、コロナ禍を契機に、生活圏の貴重な屋外空間として、その重要性が再認識されている。

また、世界レベルでの気候変動に伴い、自然災害が激甚化・頻発化しているなか、緑地は災害時の避難場所や二酸化炭素の吸収及び固定の場、更には多様な生物の生息及び生育場所等として様々な機能を有し、住民の暮らしを支える基盤となっている。

国においては、平成29年に「都市緑地法等の一部を改正する法律」を施行し、都市における緑地の保全・活用策を創設したほか、令和6年度の概算要求及び税制改正要望では、特別緑地保全地区等の土地の買入れを公益団体が担う制度創設と、それに伴い必要となる恒久的な税制上の特例措置を盛り込んでいる。さらに、本年9月に策定した「グリーンインフラ推進戦略 2023」においても都市緑地の創出・保全の取組について掲げるなど、都市部の緑地保全への支援強化を進めているところである。

一方で、開発可能性が高い都市部の緑地を多く抱える九都県市においては、少子高齢化という社会情勢の変化等から、相続等を契機として、上記の国制度や地方自治体の施策のみでは緑地の維持が困難になる事例も生じている。

については、緑豊かな環境を次世代に受け継ぐため、緑地保全制度の拡充について、次の事項を要望する。

- 1 民有緑地を維持・継続するため、法や条例に基づき私権制限が生じる保全緑地に係る相続税の納税猶予制度を創設するなど、税負担の軽減措置を講じること。
- 2 民有緑地の円滑な公有地化を促進するため、保全緑地の買入れに対する財政的支援の拡充、譲渡所得特別控除額の引き上げ、民有緑地の物納認定の拡充及び周知等、必要な支援を実施すること。

- 3 緑地としての担保性が高い特別緑地保全地区の指定を推進し、良好な緑地環境を維持していくため、国において来年度の新たな取組として検討している「緑地保全支援事業」について、地方自治体による活用が促進されるよう、地域の実情に配慮の上、推進すること。
- 4 都市における緑地の質と量を確保するため、世界的広がりが見られる ESG 投資等の民間資金を活用した緑地の確保が着実に促進されるよう、事業主体の取組を客観的に評価・認証する枠組みの創設にあたっては、実効性の高い仕組みとすること。

令和5年 月 日

総務大臣 鈴木 淳 司 様
財務大臣 鈴木 俊 一 様
国土交通大臣 斉藤 鉄 夫 様

九都県市首脳会議

| | | |
|----|--------|--------|
| 座長 | 神奈川県知事 | 黒岩 祐治 |
| | 埼玉県知事 | 大野 元裕 |
| | 千葉県知事 | 熊谷 俊人 |
| | 東京都知事 | 小池 百合子 |
| | 横浜市長 | 山中 竹春 |
| | 川崎市市長 | 福田 紀彦 |
| | 千葉市長 | 神谷 俊一 |
| | さいたま市長 | 清水 勇人 |
| | 相模原市長 | 本村 賢太郎 |